

福祉サービス



福祉サービス

1. 手帳

身体障害者手帳 窓口：市町障害福祉担当課

身体障害者手帳は、一定の障害（身体障害者福祉法第15条の規定による）を有する方へ交付されます。本人が15歳未満の場合は、保護者が申請することになっています。

身体障害児（者）を対象とする各種の支援やサービスを受けるために必要な証明書の役割をもっています。

- ・ 指定医師による診断書が必要：申請書に診断書と顔写真を添えて、窓口申請
- ・ 取扱機関：長崎県（長崎・佐世保）こども・女性・障害者支援センター
ただし、長崎市在住の方は市障害福祉課

障 害 の 範 囲		等 級
視覚障害		1～6級
聴覚障害		2～4、6級
平衡機能障害		3、5級
音声・言語・そしゃく機能障害		3～4級
肢体不自由	上肢・下肢機能障害	1～7級
	体幹機能障害	1～3、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1～7級
	// (移動)	1～7級
内部障害	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、	1、3～4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級

※身体障害者手帳は、7級の障害1つでは交付になりません。

■他都道府県へ転出の場合、新住所地を管轄する市または町へ住所変更を届け出、手帳に新住所を記入してもらいます。手帳は、そのまま所持して利用することができます。

療育手帳 窓口：市町障害福祉担当課

療育手帳は、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする方へ交付されます。知的障害のある方が一貫した支援を受け、各種サービスを利用しやすくすることを目的としています。

- ・ 申請書に顔写真を添えて、窓口申請
- ・ 長崎県（長崎・佐世保）こども・女性・障害者支援センターで判定を受ける。
（※県内離島部においては、保健所にて判定を受けることが可能）

障害程度の判定は、発達障害の程度（注）、介護の程度、身体障害の程度等を総合して判断され、A1、A2、B1、B2の4段階に分けられます。

(注) 発達障害の程度は、IQ（知能指数）により下記のように区分

- 最重度： おおむね20以下
- 重 度： おおむね35以下
- 中 度： おおむね50以下
- 軽 度： おおむね70以下

■他都道府県へ転出の場合、新住所地で新たに申請し、新しい手帳交付の手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳 窓口：市町障害福祉担当課

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のために日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方が対象です。ただし、精神障害を支給事由とする年金を受給中か、精神障害と診断された日から6ヶ月以上経過していることが必要です。一定の精神障害の状態にあると認定して手帳を交付することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としています。

- ・ 申請書、医師の診断書等を添えて窓口申請
- ・ お住まいの市町障害福祉担当課、ご家族や医療機関職員等が代行することも可能です。申請用紙は、市町・医療機関に用意されています。
- ・ 取扱機関：長崎県（長崎・佐世保）こども・女性・障害者支援センター

障害の重い順に1級、2級、3級の3段階に分けられます。

有効期間は2年で、更新手続きは有効期限のおおむね3ヶ月前からできます。

2. 障害者自立支援法の在宅サービス

(主に障害児関連抜粋)

障害者自立支援法によるサービスを利用する場合、居住地の障害福祉担当課に申請して受給者証の交付を受けることが必要です。

利用者負担は、サービスの量に応じた原則1割の定率負担(所得に応じた上限月額あり)ですが、定率負担・実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。施設へ通う場合は、他に食費負担が生じます。

※負担軽減措置の詳細につきましてはお住まいの市福祉事務所、市町障害福祉担当課へお問い合わせください。

居宅介護(ホームヘルプ) 窓口:市町障害福祉担当課

自宅で入浴、排泄、食事の介護等生活全般にわたる支援を行います。

行動援護 窓口:市町障害福祉担当課

自閉症、てんかん等を有する重度の知的障害児(者)であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする児(者)に必要な支援、外出支援を行います。

児童デイサービス 窓口:市町障害福祉担当課

より身近な地域で利用することができるように通園の場を設け、知的障害、肢体不自由等の障害を有する児童に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育指導を行います。

短期入所(ショートステイ) 窓口:市町障害福祉担当課

自宅での介護が一時的に困難な場合に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

<参考>

【地域生活支援事業】 ※以下の事業について、具体的な支援の範囲や利用料は市町ごとに決定されていますので、お問い合わせください。

移動支援 窓口：市町障害福祉担当課

屋外での移動が困難な障害児（者）等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

日中一時支援事業 窓口：市町障害福祉担当課

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町が認めた障害児(者)に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

3. その他の在宅サービス

(主に障害児関連抜粋)

障害児(者)の施設サービス

施設入所支援 窓口：市町障害福祉担当課

施設に入所している方に、休日や夜間、入浴、排泄、食事の介護等、生活全般にわたる支援を行います。

日常生活自立支援 窓口：県・市町社会福祉協議会

地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの生活支援を行います。ご利用にあたっては、原則として利用料がかかります。

利用できる方

- ・ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方
- ・ 身体障害などにより、情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方

重症心身障害児者通園事業 窓口：実施施設・市町障害福祉担当課

在宅重症心身障害児者に対して通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る必要な療育を行うとともに、ご家族の療育相談に応じます。

食費等の実費負担があります。

4. 医療

(主に児関連抜粋)

自立支援医療（育成医療・精神通院医療） 窓口：下記参照

身体障害児（者）や精神障害者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。（18年4月より育成医療・更生医療・精神通院医療が障害者自立支援医療として一本化されました。ただし、医療の内容や支給認定を行う機関の変更はありません。）

自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

育成医療

18歳未満の児童で、身体に障害があり、生活能力を得るために手術などを必要とする場合に、必要な医療の給付を育成医療指定医療機関で行います。

- ・医療の範囲は、更生医療と同様
- ※身体障害者手帳の所持は要件としません。

更生医療

身体障害者の職業能力の増進や日常生活を容易にするため、身体障害者の障害を軽減したり回復させたりする手術に必要な医療の給付を、指定医療機関で行います。

- ※身体障害者手帳の所持を要件とします。

＜医療の範囲（例）＞

視覚障害・・・角膜移植術、角膜混濁除去術、水晶体摘出術、虹彩切除術
聴覚障害・・・外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳
そしゃく機能障害・・・歯科矯正術
肢体不自由・・・人工関節置換術、関節形成術、補装具適合手術
心臓機能障害・・・弁置換術、ペースメーカー埋め込み術
腎臓機能障害・・・人工透析、腎移植
小腸機能障害・・・中心静脈栄養法
免疫障害（HIV）・・・抗HIV療法

【支給認定の手続き】

- 1) 自立支援医療のうち、育成医療を希望する児童は申請書に医師の意見書・所得確認書類等を添えて県に申請（窓口は保健所）します。審査の上、支給認定される場合は、自立支援医療受給者証が交付されます。
- 2) 自立支援医療のうち、更生医療を希望する人は、申請書に医師の意見書・所得確認書類等を添えて市町に申請します。市町は審査の上、支給認定を行う場合は自立支援医療受給者証を交付します。

【給付水準】

- 1) 自己負担について・・・原則的として医療費の1割負担及び入院時の食事代
- 2) 医療費負担軽減について

区 分		医療費の1割負担に対する 負担上限額		
一 定 所 得 以 下	生活保護世帯	0円		
	市町村民税非課税 本人収入 80万以下	2,500円		
	市町村民税非課税 本人収入 >80万	5,000円		
中 間 所 得 層	市町村民税（所得割） 2万以上 20万未満	一 般	育成医療の経過措置 （若い世帯）	重度かつ継続
		医療保険の 自己負担限度額	10,000円 40,200円	5,000円 10,000円
一 定 所 得 以 上	市町村民税（所得割） 20万以上	障害者自立支援医療費制度の対象外 （医療保険の負担限度額）		20,000円

*平成18年4月現在の取扱であり3年後に見直し予定あり。

《当面の「重度かつ継続」の範囲》

○疾病等から対象になる者

精神・・・①統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、
薬物関連障害（依存症等）

②3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障害
のため計画的・集中的な通院医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む）
を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者
・情動及び行動の障害
・不安及び不穏状態

更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害

○疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

（同じ世帯で、直近の12ヶ月間に自己負担額を超える医療費を支払った回数が3回を超えた場合、4回目から該当）

○育成医療：身体に障害のある児童が指定された医療機関でその障害を除去又は軽減するために治療を受けた場合

○精神科通院医療：精神障害の医療を受けるために病院や診療所に通院する場合

窓口

- 育成医療（18歳未満）：保健所
- 精神通院医療：市町障害福祉担当課

心身障害児（者）福祉医療費助成 窓口：市町障害福祉担当課

重度障害者（65歳以上で重度障害者になった方を除く）が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担の一部について助成します。（所得制限あり）

対象となる障害者

- ①身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ②療育手帳A1・A2の方
- ③身体障害者手帳3級の交付を受けている方で療育手帳B1の方

ただし、市町によって対象者を拡大しているところもあります。また、助成対象となる医療費や助成の方法も市町によって異なりますので、あらかじめ市町の窓口で確認してください。

小児慢性特定疾患治療費助成 窓口：保健所

①小児慢性特定疾患医療

小児の慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期にわたり、その医療費の負担も高額になることから、その医療費を公費負担することにより、特定疾患に関する研究を推進し、医療費の負担軽減を図ります。（生計中心者の課税状況により、自己負担あり。）

- ・医療機関に相談し（意見書を作成してもらい）、保健所で手続き。

対象疾病

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患

②小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付

小児慢性特定疾患医療の対象となった児童に、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。（世帯合算の所得税額により、自己負担あり。）

- ・クールベスト、紫外線カットクリームなど他の障害児施策の給付対象にない日常生活用具があります。
- ・申請窓口は、市町障害福祉担当課

乳幼児医療費助成 窓口：市町担当課

就学前の乳幼児の医療費について、病院等に支払った医療費の1ヶ月1医療機関1日800円（1医療機関1ヶ月の負担上限は1,600円）を超える分が、申請により市町から払い戻されます。

助成の方法など市町によって異なりますので、あらかじめ市町の窓口で確認してください。

支給対象		所得制限	自己負担
・入院 ・通院	小学校 就学前まで	なし	保険医療機関ごとに1日800円 (1月上限 1,600円)

高額療養費支給制度 窓口：各保険の所管

医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分について、払い戻しを受けることができます。

H19年4月からは、加入されている医療保険の各窓口で事前の申請を行い、保険者から発行される認定証を医療機関の窓口で提示していただくと、支払いが一定の金額（自己負担限度額）にとどめられます。

(70歳未満の場合)

	自己負担限度額 (月額)	多数該当 (4ヶ月目からの自己負担額)
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

注) 上位所得者：標準報酬月額が53万円以上

低所得者：住民税非課税

【例：医療費（保険診療分）が100万円だった場合】 ※ 70歳未満/一般の場合

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$

(自己負担限度額)

母子家庭医療費助成 窓口：市町担当課

母子家庭の母と子が医療機関等で保険診療を受ける場合、保険対象者の医療費について助成します。

支給対象			所得制限	自己負担	
母子家庭	母	入院・通院（現に20歳未満の子を監護している母）	あり	1 医療機関ごとに 1日800円 (1 カ月上限 1,600円)	
	子	入院			18歳未満、又は高校在学中で20歳未満の子
		通院			18歳未満、又は高校在学中の子で18歳の年度末まで

障害者歯科診療 窓口：下記参照

障害を持っている方を対象とした歯科診療を確保するために、長崎県歯科医師会のご協力により実施しています。また、障害者巡回歯科診療事業により、地域で高次機能歯科医療を受けることが出来ます。

窓口

長崎県口腔保健センター（長崎市茂里町3-19 長崎県歯科医師会館内）

障害者巡回歯科診療事業については、以下のホームページを参照ください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/iryuu/iryotaisei/sikairyotaisei/syougai.htm>

5. 補装具等

補装具費の支給 窓口：市町障害福祉担当課

身体障害者手帳を交付された方に、失われた部位や機能を補って日常生活や職業生活を容易にするために、必要な用具の交付及び修理を行います。

対象となる主な補装具

- ・ 肢体不自由：義肢、装具、車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本つえを除く）、座位保持いす(児)、起立保持具(児)、頭部保持具(児)、排便補助具(児)
- ・ 聴覚障害：補聴器
- ・ 視覚障害：眼鏡、義眼、盲人安全つえ
- ・ 音声・肢体：重度障害者意思伝達装置

費用

- 原則として1割の利用者負担があります。
- 所得に応じた月額負担上限額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人（児童の場合は保護者）の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

日常生活用具の給付 窓口：市町障害福祉担当課

重度障害児（者）に対し、日常生活を容易にするために、その利用に適した日常生活用具の給付・貸与を行います。費用は、原則として1割自己負担となっておりますが、具体的な支援の範囲や利用料は市町ごとに決定されますので、窓口でご確認下さい。

用具

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの、障害児（者）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害児（者）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ③在宅療養等支援用具：電動式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害児（者）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの、障害児（者）の情報収集や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ⑤排泄管理支援用具：ストマ用装具などの、障害児（者）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
- ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障害児（者）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【参考】

- ・学齢児以上で、下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）であって、障害程度等級1・2・3級の方（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害1・2級の方）
- ・給付額 20万円以内（原則1回）

6. 住宅改修費への助成

高齢者・障害者住宅改修費の助成 窓口：市町障害福祉担当課

※65歳以上の方や介護保険適用の方は高齢福祉窓口へ

在宅の高齢者や重度の身体障害児（者）の日常生活を容易にし、家族の介護の負担を軽減するための住宅改修に要する経費の一部が助成されます。

対象者

在宅の要援護の65歳以上の高齢者、または在宅の重度（1、2級）の身体障害者及びそれに準ずる児童

対象経費

- ・洋式便器への便器の取替え
- ・手すりの取り付け
- ・浴槽の取替え
- ・床段差の解消
- ・シャワーの設置
- ・その他、これらの各工事に伴う必要な工事

助成内容

対象工事費の3分の2以内の額で、最高40万円まで助成されます。ただし、同一工事に対して介護保険や日常生活用具が利用できる場合は、それを優先して助成額が決定されます。

所得制限

世帯の所得税課税額が35万円以下の世帯

その他

- ・1世帯1回（ただし、転居や前回改修時から障害の状態・程度に顕著な変動がみられ、前回と異なる改修の必要性が出てきた場合は、再度相談できることもあります。）
- ・新築、増築に伴い行われる工事は、助成の対象とはなりません。

高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業 窓口：市町社会福祉協議会

高齢者および障害者の居住環境を改善し、福祉の増進を図ることを目的に貸付が行われます。

対象者

- ①高齢者：県内に住所を有する60歳以上の方
- ②障害者：県内に住所を有し、
 - ・身体障害者手帳1、2、3級を交付された方
 - ・療育手帳「A」の交付を受けた方
- ③上記①、②の方と現在同居または同居予定の20歳以上60歳未満の方

貸付条件

- ・限度額：200万円以内
- ・利率年：年2.8%
- ・償還期限：据置期間1年以内 据置期間終了後9年以内
- ・連帯保証人：必要

7. 経済的支援（手当等）

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
窓 口	市町担当課（障害福祉課または児童福祉課）	
対象年齢	20歳の誕生日まで	20歳の誕生日まで
障害程度	<ul style="list-style-type: none"> 身体や知的の障害程度が中度または重度（発達障害のある子どもも、その程度により対象となることがある）。 手帳の有無は問わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 重い身体障害や、重い知的障害があるため、日常生活において常時介護が必要。 手帳の有無は問わない。
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 一定所得を超えるとき（所得制限あり）。 障害を支給事由とする年金給付を受けることができるとき。 対象児童が施設に入所しているとき。（通所施設の利用者には支給されません） 	
月 額	1級（重度）50,750円 2級（中度）33,800円	14,380円
支給月	4、8、11月	2、5、8、11月
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 窓口で、該当する障害に関する申請書・診断書様式をもらう。 医療機関を受診し、診断書を作成。 申請書に診断書等必要な書類を添付し、申請する。 	
備 考	<p>【診断書を省略することができる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付年月日から1年以内で、1級から4級の一部（注）までの身体障害者手帳を所持している場合（ただし、内部障害の場合は省略不可）。 療育手帳の等級の最終判定年月日から5年以内で、A1、A2の療育手帳を所持している場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当との併給可。

（注）4級の一部とは、

下肢障害の「1.両下肢のすべての指を欠くもの」「2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの」「3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」「4.一下肢の機能の著しい障害」「5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの」をいいます。

※市町独自の障害児手当や見舞金が設けられているところもありますので、各窓口でお尋ねください。

8. 税の軽減

自動車税・自動車取得税の減免

窓口：県税事務所（ただし、軽自動車税は市町税務担当課）

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている自動車について、自動車税・自動車取得税が減免されます。
 （なお、軽自動車税についてはそれぞれの市町により要件が違いますので、各市町担当窓口へお問い合わせ下さい。）

減免対象者の範囲

		障 害 の 程 度		
障 害 の 区 分		○身体障害者等本人が運転する場合（本人運転）	○身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合（家族運転） ○身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級・2級	1級・2級
		移動	1級～6級	1級～3級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
	療育手帳	A1、A2	A1、A2	

減免対象自動車の要件

区 分	自動車の名義	運 転 者	使用目的
身体障害者等が自ら自動車を運転する場合（本人運転）	身体障害者等本人又は身体障害者等と生計を一にする者	身体障害者等本人	特に問いません
身体障害者等のために生計を一にする者が運転する場合（家族運転）		身体障害者等と生計を一にする者	専ら身体障害者等の通学・通所・通院・生業のため
身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）	身体障害者等本人	身体障害者等を常時介護する者	

※ 生計を一にする者とは、身体障害者等と日常の消費生活を共にし、同一生計を営む親族（配偶者、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族）をいいます。

障害者控除

問合せ先：所得税及び相続税は税務署、住民税は市町税担当課

納税者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が、下記のような障害者である場合、所得税や住民税の控除が受けられます。

	特別障害者控除		障害者控除
	本人	扶養家族	本人 扶養家族
所得税	身障手帳1, 2級 療育手帳A1,A2	40万円 同居は75万円	身障手帳3~6級 療育手帳B1,B2 27万円
住民税	本人 扶養家族	30万円 同居は53万円	26万円
相続税	(70歳－相続者の年齢) × 12万円		(70歳－相続者の年齢) × 6万円

9. 公共料金の割引

NHK 放送受信料の免除

内 容

次に該当する場合、受信料が全額または半額免除になります。

全額免除

- 身体障害者：身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町民税非課税の場合
- 知的障害者：所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町民税非課税の場合
- 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町民税非課税の場合
- 社会福祉事業施設入所者：社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

半額免除

- 視覚・聴覚障害者：視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合
- 重度の身体障害者：身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主である場合
- 重度の知的障害者：所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主である場合
- 重度の精神障害者：精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主である場合

※ 受信料は地上契約、衛星契約をさします。

窓 口

NHKの各放送局・営業センター（申請書の証明は各市町福祉担当課）

手 続

NHKまたは自治体の窓口にある申請書に必要な事項を記入し、各市町福祉担当課で免除事由の証明を受けた上、申請書をNHKに提出（郵送）してください。

10. 交通費の割引

JR等の旅客運賃割引

【第1種】

身体障害者 視覚1～3級、4級の1、聴覚2～3級、肢体不自由（上肢）1級、
2級の1・2、肢体不自由（下肢）1～2級、3級の1、
体幹不自由1～3級、脳原性運動機能障害（上肢）1～2級・
（移動）1～3級、ぼうこう又は直腸機能障害4級を除く内部障害

知的障害者 療育手帳A1、A2

【第2種】

身体障害者 第1種障害者を除く身体障害者

知的障害者 療育手帳B1、B2

	区 分	種 類	割 引 率	割 引 特 記 事 項	手 続 き 等
J R	第 1 種	普通乗車券 定期回数 急行乗車券	5 割 引	・本人、介護者とも5割引（距離制限なし） ・第1種障害者が単独で行動する場合は、第2種障害者扱いとなり、100kmを越えて利用する場合には、普通乗券が5割引となります	駅の窓口で身体障害者療育手帳を提示して購入 （身まを提示）
	第 2 種	普通乗車券	5 割 引	・片道100kmを越えて利用する場合に限ります ・介護者の割引なし	
	12歳未満の第2種障害者と介護者が利用の場合	定期乗車券	5 割 引	・介護者の定期券が、5割引となります	
国内 航空	第 1 種		2割5分 ～4割引	・12歳以上の、本人、介護者ともに割引適用	窓口で身体障害者療育手帳を提示して購入 （身まを提示）
	第 2 種			・障害者本人が12歳以上であること ・介護者の割引なし	
船 舶	第 1 種		5 割 引	・全区間 ・本人、介護者ともに割引適用	窓口で身体障害者療育手帳を提示し、乗船運賃を提示して購入
	第 2 種			・全区間 ・介護者の割引なし	
バス	手帳所持者		5 割 引	・各バス会社の全線 ・第1種障害者は介護者を含む	手帳を提示し、運賃の半額を支払う
電車	手帳所持者		5 割 引	・全区間 ・第1種障害者は介護者を含む	手帳を提示し、運賃の半額を支払う
タクシ	本人		1 割 引		手帳を提示し、運賃の9割を支払う

※介護者は1人へのみ割引適用

有料道路の通行料金 窓口：市町障害福祉担当課

窓口で割引対象者である旨を身体障害者手帳または療育手帳に記載してもらい、有料道路を利用する際に料金所でそれを提示することにより、通行料金が5割引になります。
(割引を利用できる自動車は、障害者1人につき1台)

※ ETCの利用可。その場合も事前に窓口で手帳に記載を受けることが必要です。その後、各有料道路事業所に登録申請し、登録完了後、利用開始します。

対象

- ①身体障害者自ら自動車を運転する場合
 - ・対象車両は、本人またはその者と生計を一にする者が所有する自動車
- ②重度の身体障害児・者(第1種)又は重度の知的障害児・者(A1、A2)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する場合
 - ・対象車両は、本人もしくはその者と生計を一にする者が所有する自動車、又は障害者を継続して日常的に介護している者が所有する自動車

留意事項

有効期限があり、2年に1度更新手続きが必要

交通関連その他

自動車運転免許取得のための適性相談

内 容

身体障害者が自動車運転免許を取得するにあたり、様々な相談に応じています。自動車教習所で運転訓練を受ける場合、事前に運転免許試験場での適性検査が必要な場合があります。
(費用は無料、身体障害者手帳をお持ちください。)

窓 口

長崎県運転免許試験場適性相談係

■ 駐車禁止除外処置対象 ■

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 3 級の 1 までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1 級から 3 級までの各級（－下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
膀胱又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる、免疫機能障害		1 級及び 3 級までの各級

※新基準で対象外となる方で、現在標章をお持ちの方については、標章は有効です。

（平成 22 年 9 月 22 日まで 1 回のみ更新ができます。ただし、有効期限は全て平成 22 年 9 月 29 日です。）

除外される場所

公安委員会が道路標識等により指定している駐車を禁止する場所及び時間制限駐車区間として規制した場所に限られます。

手続き

最寄りの警察署交通課で駐車禁止除外標章の交付を受けてください。

長崎県パーキング・パーミット制度（身障者用駐車場利用証）

身障者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を県内共通の利用証で（パーキング・パーミット）を提示する事で利用できる制度です。

○身体障害者

身体障害区分		対象等級
視覚障害		1 級から 4 級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3 級
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1 級から 2 級
	下肢	1 級から 4 級
	体幹	1 級から 3 級
脳原性の運動機能障害	上肢機能	1 級から 2 級
	移動機能	1 級から 3 級
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸の障害	心臓機能障害	1 級,3 級
	腎臓機能障害	1 級,3 級
	呼吸器機能障害	1 級,3 級
	膀胱又は直腸機能障害	1 級,3 級
	小腸機能障害	1 級,3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級

○けが人：車いす、杖等試用期間

○妊産婦：妊娠 7 ヶ月～産後 3 ヶ月

○高齢者：要介護度 2 以上

○難病者：特定疾患医療受給者

○知的障害者：障害の程度が重度の方（療育手帳の障害の程度欄「A」）

窓口・手続

①県内の協力市町の福祉の窓口

②長崎こども・女性・障害者支援センター TEL：095-846-8905

③佐世保こども・女性・障害者支援センター TEL：0956-24-5272

④西彼福祉事務所 TEL：095-846-8955

⑤東彼・北松福祉事務所 TEL：0956-22-3211

⑥上五島福祉事務所 TEL：0959-54-2131

⑦県福祉保健課 TEL：095-895-2416 ※郵送も受付ます。

※受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 9 時から 17 時まで

※手続については、上記窓口にお尋ねください。

11. 長崎県巡回療育相談事業

概要

在宅の障害児（者）に対し、居住地域を巡回することにより障害に関する各種の相談に応じるとともに、保健・医療・福祉・教育をはじめとする地域の関係機関と連携して地域の療育体制づくりを推進することを目的としています。

巡回先/回数

西彼/4、県北/5、五島/4、上五島/4、杵岐/4、対馬保健所管内/4

派遣スタッフ

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理、社会福祉士
※対象地区の実情に応じて、上記スタッフより編成して派遣します。

主な疾患

脳性麻痺、精神・運動・言語発達遅滞、ダウン症、脳症後遺症、歩容異常
自閉症などの発達障害

事業内容

- ① 現地スタッフの保健所・市町保健師、福祉事務所家庭児童相談員などから情報を把握し、障害児（者）及び保護者からの各種相談に応じます。また、診察、評価、訓練等を通して指導、支援を実施します。
- ② 個別相談終了後、現地スタッフ・療育関係者とカンファレンスを行い、専門的指導や方針決定、支援内容への助言、各種アドバイスを行います。
- ③ 地域療育推進のために、保健所、福祉事務所、市町、通園事業、保育所、幼稚園、学校等関係職員への研修会や意見交換会を支援します。

問合せ先

〒854-0071 諫早市永昌東町 24-3
長崎県立こども医療福祉センター 地域療育班
Tel 0957-22-1300 FAX 0957-23-2614
又は、各保健所まで

12. 相談機関

機関名	相談内容	連絡先
お住まいの市町役所	相談(乳幼児検診・発達専門相談・ことばの相談・子育ての悩み等) 各種障害者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) 税金の控除(軽自動車税の減免・住宅税の控除) 各種手当(特別児童扶養手当・障害児福祉手当) 障害福祉サービス当の利用 (在宅福祉サービス(訪問・通所)補装具・日常生活用具) 各種医療費(母子家庭医療費・乳幼児医療)自立支援医療費 心身障害児福祉医療費 *詳細についてはお住まいの市町にお尋ねください	
お住まいの地区保健所	相談(乳幼児発達専門相談・巡回療相談) 各種医療費 (未熟児養育医療・育成医療・小児慢性特定疾患医療) *詳細はお住まいの保健所にお尋ねください	長崎市保健所：095-829-1153 佐世保市保健所：0957-24-1111 西彼保健所：095-856-0691 (西海市・長与町・時津町) 県央保健所：0957-26-3304 (諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町) 県南保健所：0957-62-3287 県北保健所：0950-57-3933 (平戸市・松浦市・江迎町・鹿町町・佐々町) 五島保健所：0950-72-3125 上五島保健所：0959-42-1121 (小値賀町・新上五島町) 壱岐保健所：0920-47-0260 対馬保健所：0920-52-0166 *()は管轄市町
発達障害者支援センター「しおさい」	相談(発達・就労・生活)	0957-22-1802

長崎こども・女性・障害者センター	子供に関する相談	18歳未満の児童の育児やしつけ、心身発達の遅れ、非行、不登校、養育、虐待などの相談窓口は市町ですが、特に専門的な知識や技術が必要な場合には、センター職員と市町が連携して支援します。 ・児童にかかる相談 ・児童虐待への対応 ・児童福祉施設への措置 ・児童の心理発達や状態の判定、心理療法等 ・一時保護児童の保全、生活指導、行動観察等	こども女性支援部相談支援課 095-844-6166 子ども・家庭110番(子育ての悩み相談) 095-844-1117
	障害に関する相談	障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行います。 ・身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳に関する相談 ・補装具や福祉制度の相談 ・更生医療判定 ・施設利用の相談 ・地域生活に係わる専門相談、支援 ・高次能機能障害支援事業等	障害支援部更生相談課 095-846-8905(身体障害) 095-844-6250(知的障害) 精神保健福祉課 095-846-5115(精神障害)
	管轄	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡及び南松浦市 *女性、精神障害のある方の相談、こころの健康相談は県の全域	*女性、精神障害のある方の相談、こころの健康相談は県の全域
佐世保こども・女性・障害者センター	子どもに関する相談	18歳未満の児童の育児やしつけ、心身発達の遅れ、非行、不登校、養育、虐待などの相談窓口は市町ですが、特に専門的な知識や技術が必要な場合には、センター職員と市町が連携して支援します。 ・児童にかかる相談 ・児童虐待への対応 ・児童福祉施設への措置 ・児童の心理発達や状態の判定、心理療法等 ・一時保護児童の保全、生活指導、行動観察等	こども女性支援部相談支援班 0956-24-5080 テレフォン児童相談(子育ての悩み相談) 0956-23-1117
	障害に関する相談	障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行います。 ・身体障害者手帳及び療育手帳に関する相談 ・補装具や福祉制度の相談 ・更生医療判定 ・施設利用の相談 ・地域生活に係わる専門相談、支援	障害支援部更生相談課 095-846-8905(身体障害) 095-844-6250(知的障害)
	管轄	佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡及び北松浦郡	

13. 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは・・・

地域の地理的条件や社会資源の状況といった地域の特性や個々の利用者のニーズや状況に応じて、各自治体において柔軟かつ自主的に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能な事業です。

相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業といった、市町村が必ず実施すべき事業と市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施します。

主な事業のQ&A

Q:とにかく、どこに相談していいかわからない!

A:>**相談支援事業**< 障害福祉サービスその他のサービスを利用しながら、個々の適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者や家族、障害児の保護者または障害者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言等を行います。具体的には、福祉サービスの利用援助や社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介などを行います。

Q:出かけたいのに、一人では出かけられない!

Q:子供を行事に参加させたいのに、親の都合があわない!

A:>**移動支援事業**< 屋外での移動に困難がある障害者・児について、サービスを提供するにふさわしい人として市町村が認めた人に対し、外出のための支援を行う事業です。

Q:病院での受付や診察、その他手続きをする時しっかり情報を伝えたい!

A:>**コミュニケーション支援事業**< 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行う事業です。

Q:ベッドやマット、訓連用椅子、頭部保護帽など、生活を楽にするための道具が必要!

A:>**日常生活用具給付等事業**< 重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であって、当該用具を必要とする者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する事業です。

Q:ディサービスに代わるサービスはないの?

A:>**地域活動支援センター**< 通所により、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供する場です。

>**日中一時支援事業**< 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

>**訪問入浴サービス事業**< 看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

>**生活サポート事業**< 介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る事業です。

その他

福祉ホーム事業、盲人ホーム事業、身体障害者自立支援事業、重度障害者在宅就労促進特別事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業、知的障害者職親委託制度、生活支援事業、社会参加促進事業などを行っている自治体もあります。

長崎県内の事業所紹介

ここで紹介している事業所は、変動する可能性があり、確約するものではありません。利用・問い合わせの際は、市役所や町役場の福祉担当窓口で確認してください。

【長崎圏域】長崎市・長与町・時津町・西海市

■長崎市

長崎市障害福祉課	長崎市桜町 2-22	095-829-2525
●相談支援事業		
長崎市障害福祉センター (委)	長崎市茂里町 2 番 41 号	095-842-2525
長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうし(委)	長崎市大橋町 18 番 7 号	095-845-2337
指定相談支援事業所 ウイキャン・サポート (委)	長崎市小ヶ倉町 3 丁目 469 番地 2	095-898-5656
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 伊王島支所ヘルパーステーション	長崎市伊王島町 2 丁目 882 番地 5	095-898-2326
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 香焼支所ヘルパーステーション	長崎市香焼町 1070 番地 4	095-871-4112
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 高島支所ヘルパーステーション	長崎市高島町 2706 番地 4	095-896-2231
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 野母崎支所ヘルパーステーション	長崎市野母町 563 番地 1	095-893-0600
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 外海支所ヘルパーステーション	長崎市西出津町 3127 番地	095-925-0006
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 琴海支所ヘルパーステーション	長崎市長浦町 3777 番地 10	095-884-0333
有限会社 はるかぜ	長崎市葉山 1 丁目 11-24 エクセレンス下屋敷Ⅱ602	095-855-8611
和みの里	長崎市琴海大平町 2076	095-840-7132
育成会 ケアプランセンター	長崎市目覚町 5-1	095-801-7666
ホームヘルプサン	長崎市西山 4 丁目 597 番地 1	095-887-1822
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 三和支所 ヘルパーステーション	長崎市布巻町 67-1	095-892-0646
指定相談支援事業所 ひまわり	長崎市小菅町 1 番 37 号	095-816-3433
ヘルパーステーション 蕾	長崎市網場町 497 番地 5	095-801-8320
指定相談支援事業所 ちとせ	長崎市千歳 3 番 8 号平方ビル 2F	095-814-8107
●移動支援事業		
ホームヘルプ おおうら	長崎市大浦町 9 番 30 号	095-820-8111
南長崎クリニック ヘルパーステーション	長崎市相生町 9 番 7 号	095-827-1070

医療法人昭和会 昭和会病院指定居宅介護事業所	長崎市東山手町 6 番 51 号	095-824-0283
居宅介護事業所ヘルパーステーション 三原の園	長崎市三原 1 丁目 8 番 35 号	095-848-5522
ヘルパーステーション たんぽぽ	長崎市扇町 2 番 22 号	095-844-3043
株式会社 ケアリング長崎	長崎市桶屋町 37 番地	095-818-5515
スマイルケア長崎	長崎市御船蔵町 6 番 3 号	095-877-7733
株式会社 長崎共済企画指定居宅支援事業所	長崎市出島町 11 番 12 号	095-825-0266
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 在宅介護サービスセンター	長崎市淵町 2 番 25 号	095-864-0708
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社在宅介護 サービスセンター ヘルパーステーション深堀	長崎市深堀町 1 丁目 145 番地 4	095-832-3000
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社在宅介護 サービスセンター ヘルパーステーション長与	西彼杵郡長与町嬉里剛 447 番地	095-814-5300
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社在宅介護 サービスセンター ヘルパーステーション東長崎	長崎市矢上町 499 番地 1 琴花園ビル 2F-A	095-833-0700
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社在宅介護 サービスセンター ヘルパーステーション野母崎	長崎市高浜町 3265 番地 48	095-833-8700
株式会社 バイタル エフステージ 訪問介護	長崎市諏訪町 4 番 15 号 マンション多喜II 101 号	095-820-1403
介護支援センターながさき 居宅介護ステーション	長崎市魚の町 6-20-7	095-811-7070
訪問介護事業所 みどりの風	長崎市坂本 1 丁目 8 番 30 号 ハイパレー1・203 号	095-813-1551
ヘルパーステーション よつば	長崎市宝町 9 番 14 号三愛ビル 7-106 号	095-843-0035
ホームヘルプサービス 太陽	長崎市中園町 11 番 1 号 イソヤ 2 階	095-845-8528
訪問介護事業所 きんぎょ家	長崎市小ヶ倉町 1 丁目 607 番地	095-898-5911
訪問介護事業所 あゆみ	長崎市昭和 1 丁目 2 番 18 号 千代田ビル 202	095-842-6177
ヘルパーステーション 虹	長崎市鳴見台 2 丁目 27 番 20 号	095-850-1430
訪問介護事業所 へるぱー すわ	長崎市下西山町 13 番 30 号 サン西山 201 号	095-829-5833
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 伊王島・高島ヘルパーステーション	長崎市伊王島町 2 丁目 882 番地 5	095-898-2326
訪問介護ステーション・プライエム横尾	長崎市横尾 3 丁目 26 番 1 号	095-814-6700
びわの園居宅介護事業所	長崎市茂木町 2222 番地	095-836-2800
恵珠苑 指定居宅介護事業所	長崎市田上 2 丁目 15 番 12 号	095-818-6661
移動支援事業所らんはーと	長崎市松原町 728 番地 2	095-839-2400

育成会ヘルパーステーション	長崎市目覚町 5 番 1 号	095-841-9777
ホームヘルプサン	長崎市西山 4 丁目 597 番地 1	095-827-1822
医療法人友愛会ヘルパーステーションにしき	長崎市錦 2 丁目 1 番 1 号	095-849-2412
株式会社 Feel	長崎市新地町 6 番 56 号 トーカン マンション活水通り 103 号	095-801-5111
ケアステーションサニー	長崎市本原町 16 番 16 号ラングザ ーム本原 105 号	095-814-8088
セントケア長崎	長崎市馬町 81 番地第 7 三光ビル 20A 号	095-832-6281
ヘルパーステーション 蕾	長崎市綱場町 497 番地 5	095-801-8320
ケアステーション のぞみ	長崎市浜平 1 丁目 1 番 3 号 中央 ビル 100	095-841-8558
ヘルパーステーションオレンジ	長崎市畝刈町 1069 番地 4 門口テ ナント 103 号	095-850-1687
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターありす	長崎市ダイヤランド 2 丁目 21 番 21 号	095-878-0032
福祉生協ヘルパーステーションいきいき長崎	西彼杵郡長与町高田郷 2007 番地	095-855-2127
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターどんぐり	西彼杵郡時津町左底郷 1089 番地 1	095-881-7260
居宅介護事業所 居宅介護センター	諫早市白岩町 21 番地 10	095-728-9960
障害者居宅生活支援センター	南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷 596	095-945-3236
みさかえヘルパーステーションひびき	諫早市高来町峰 468 番地 27	095-727-7005
ホームヘルプステーションほっと	諫早市福田町 357 番地 1	095-722-2722
●訪問入浴サービス事業		
株式会社 長崎病協 入浴サービス事業部	長崎市平野町 3 番 20 号	095-842-4126
訪問入浴事業所サンハイツ	長崎市油木町 65 番地 14	095-843-1133
アースサポート株式会社 福岡在宅サービスセンター	福岡市博多区吉塚 5 丁目 11 番 30 号	092-623-6511
●日中一時支援事業所（デイサービス型）		
社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会 でいりーさぼーと「おあしす」	長崎市三京町 787 番地 1	095-850-1718
みのり会デイサービスセンター	長崎市平山町 1232 番地 2	095-898-4088
地域活動支援事業所 ゆうゆう	長崎市古賀町 1495 番地 9	095-838-2255
デイサービス 幸生苑	西海市西彼町下岳郷 951 番地 1	095-929-5700
デイサービス たすかる	南島原市深江町戊 2825	095-772-3514

時津町身体障害者デイサービスセンター 時津荘	西彼杵郡時津町西時津郷 1235	095-882-0123
●日中一時支援事業所（日帰り短期入所型）		
日中一時支援事業所さんせつと	長崎市松原町 728 番地 2	095-839-2400
虹ヶ丘学園	長崎市岩屋町 746 番地 5	095-857-3215
潮見が丘学園	長崎市潮見町 567 番地 17	095-830-2726
社会福祉法人 福陽会 知的障害者通所授産施設 「小浦の里」	長崎市小江町 86 番地 1	095-848-4777
知的障害者通所授産施設 平山友愛園	長崎市平山町 1258 番地 2	095-878-3732
第二みのり園	長崎市布巻町 1471 番地 1	095-833-7880
知的障害者更生施設 三和みのり園	長崎市布巻町 1477 番地	095-892-0081
知的障害児施設 みのり園	長崎市平山町 1231 番地 3	095-898-4088
サンビレッジ	長崎市西山 4 丁目 597 番地 1	095-827-1822
ながさきワークビレッジ	長崎市西山 4 丁目 610 番地	095-824-4243
独立行政法人国立病院機構長崎病院	長崎市桜木町 6 番 41 号	095-823-2261
長崎県立こども医療福祉センター	諫早市永昌東町 24 番 3 号	095-722-1300
短期入所事業 諫早療育センター	諫早市有喜町 537 番地 2	095-728-3131
諫早通勤寮	諫早市福田町 357 番地	095-722-2644
居宅生活支援センター ケイ・コム	諫早市白岩町 21 番地 10	095-728-9960
社会福祉法人清和会 短期入所事業所	南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷 596	095-945-3236
きぼうの里	諫早市本野町 1549 番地 14	095-725-9021
みさかえの園 むつみの家	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
●日中一時支援事業所（タイムケア型）		
チャレンジクラブ「フレンズ」	長崎市若竹町 51 番 11 号	095-844-9983
みのり会 キッズ・コム	長崎市梅香崎町 2 番 12 号	095-822-1092
タイムケア ぶれぶれ遊歩	長崎市古賀町 1495 番 9 号	095-838-2255

■長与町

長与町福祉課	西彼杵郡長与町嬉里郷 659	095-883-1111
●相談支援事業		
福祉生協ヘルパーステーションいきいき長崎	西彼杵郡長与町高田郷 2007 番地	095-855-2127
●移動支援事業		
長与町社会福祉協議会	西彼杵郡長与町嬉里郷 431 番地 1	095-883-7760
バイタル・エフステージ訪問介護	長崎市諏訪町 6 番 7 号	095-823-3230
福祉生協ヘルパーステーションいきいき長崎	西彼杵郡長与町高田郷 2007 番地	095-855-2127
ヘルパーステーション虹	長崎市鳴見台 2 丁目 27 番地 20 号	095-850-1430
長崎市手をつなぐ育成会ヘルパーステーション	長崎市三京町 702-1	095-841-9777
スマイルハートひなた	西彼杵郡時津町佐底郷 413-2	095-882-1871
長崎ダイヤモンドスタッフ	西彼杵郡長与町嬉里郷 447	095-814-5300
デイサービスセンター ケイ・コム	諫早市白岩町 21-10	095-728-9960
移動支援事業所らんはーと	諫早市白岩町 21-10	095-839-2400
ホームヘルプサン	長崎市西山 4 丁目 597 番地 1	095-827-1822
グリーンコープふくしサービスセンター ケア どんぐり	長崎市中里町 1704 番地	095-839-9231
訪問介護ステーション たちばな	長崎市矢上町 495 番地 1	095-838-7303
●訪問入浴サービス事業		
長与町社会福祉協議会	西彼杵郡長与町嬉里郷 431 番地 1	095-883-7760
●日中一時支援事業		
日中一時支援事業所さんせつと	長崎市松原町 728 番地 2	095-839-2400
虹ヶ丘学園	長崎市岩屋町 746 番地 5	095-857-3215
知的障害者通所授産施設 つくもの里	長崎市西海町 2348 番地 12	095-884-3026
長崎ワークビレッジ	長崎市西山 4 丁目 610 番地	095-824-4243
デイサービスセンター ケイ・コム	諫早市白岩町 21-10	095-728-9960
デイの家 なごみ家	長崎市赤迫 3 丁目 11-6	095-855-1801
サンビレッジ	長崎市西山 4 丁目 597 番地 1	095-824-4243
でいりーさぽーと「おあしす」	長崎市三京町 787-1	095-850-4150

チャレンジクラブ「フレンズ」	長崎市若竹町 51 番地 11	095-847-1290
重症心身障害児(者)施設 諫早療育センター	諫早市有喜町 537 番地 2	095-728-3131
デイサービス幸生苑	西海市西彼町下岳郷 951-1	095-929-5700

■時津町

時津町福祉課	西彼杵郡時津町浦郷 274-1	095-882-2211
●相談支援事業		
時津町ひまわりの園 (委)	西彼杵郡時津町左底郷 367 番地	095-882-4520
●移動支援事業		
時津荘ホームヘルプサービス事業	西彼杵郡時津町西時津郷 1235	095-882-0123
社会福祉法人 時津町社会福祉協議会	西彼杵郡時津町左底郷 367	095-882-0777
ヘルパーネットながさき	西彼杵郡時津町浜田 534 番地 100	095-882-6176
グリーンコープふくしサービスセンター ケア どんぐり	西彼杵郡時津町左底郷 1089 番地 1	095-881-7260
訪問介護事業所 ケアステーション優里	西彼杵郡時津町浜田郷 20 番地 1	095-893-5001
(有)スマイルハートひなた	西彼杵郡時津町左底郷 413 番地 2	095-882-1871
ヘルパーステーション虹	長崎市鳴見台 2 丁目 27 番地 20 号	095-850-1430
長崎市手をつなぐ育成会 育成会ヘルパーステーション	長崎市目覚町 5-1	095-841-9777
訪問介護ステーション・プライエム横尾	長崎市横尾 3 丁目 26 番地 1 号	095-814-6700
ヘルパーステーション蕾	長崎市網場町 497 番地 51 階	095-839-9885
福祉生協ヘルパーステーションいきいき 長崎	西彼杵郡長与町高田郷 2007 番地	095-855-2127
ホームヘルプステーションほっと	諫早市福田町 357 番地 1	095-722-2722
●日中一時支援事業		
時津町身体障害者デイサービスセンター時津荘	西彼杵郡時津町西時津郷 1235	095-882-0123
多機能事業所いちごの家	西彼杵郡時津町左底郷 367 番地	095-881-7133
つくもの里	長崎市西海町 2348-12	095-884-3026
日中一時支援事業所さんせつと	長崎市松原町 728 番地 2	095-839-2400
平山友愛園	長崎市平山町 1258-2	095-878-3732
潮見が丘学園	長崎市潮見町 567 番地 17	095-830-2726

ながさきワークビレッジ	長崎市西山4丁目610番地	095-824-4243
サンビレッジ	長崎市西山4丁目597番地1	095-827-1822
でいりーさぽーと「おあしす」	長崎市三京町787番地1	095-850-1718
チャレンジクラブ「フレンズ」	長崎市若竹町51番地11号	095-847-1290
虹ヶ丘学園	長崎市岩屋町746番地5	095-857-3215
ほほえみの家	西彼杵郡長与町高田郷2005番地2	095-855-8518
NPO 幸生会 デイサービス幸生苑	西海市西彼町下岳郷951番地1	095-929-5700
居宅生活支援センターケイ・コム	諫早市白岩町21番地10	095-728-9960
諫早通勤寮	諫早市福田町357番地	095-722-2644
●福祉団体等		
社会福祉法人 時津町社会福祉協議会	西彼杵郡時津町左底郷367番地	095-882-0777
時津町身体障害者福祉協会	西彼杵郡時津町日並郷2087番地5	095-882-4190
時津町手をつなぐ育成会（知的障害者親の会）	西彼杵郡時津町西時津郷1156番地	095-882-7585
時津町精神障害者家族会「ぶなの会」	西彼杵郡時津町元村郷429番地2	095-860-8305

■西海市

西海市福祉課 障害福祉班	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222	0959-37-0011
●相談支援事業		
広域障害者支援センター 光明園 (委)	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷1603-12	095-923-3030
時津町知的障害児通園施設 ひまわりの園	西彼杵郡時津町左底郷367番地	095-882-4520
和みの里	長崎市琴海大平町2076	095-840-7132
●移動支援事業		
西海市社協障害者ヘルパーセンターさいかい	西海市西海町黒口郷1477-1	095-932-1922
西海市社協障害者ヘルパーセンターおおさき	西海市大島町1832-1	095-934-2278
西海市社協障害者ヘルパーセンターおおせと	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2278-2	095-922-2557
ホームヘルプサン	長崎市西山4丁目597番地1	095-827-1822
ヘルパーステーション 蕾	長崎市綱場町497番地5	095-801-8320

居宅介護事業所 さくらんぼ	佐世保市柚木町 1279 番地 1	095-646-0123
ホームヘルプステーション ほっと	諫早市福田町 357 番地 1	095-722-2722
●日中一時支援事業(デイサービス型・タイムケア型)		
デイサービス幸生苑	西海市西彼町下岳郷 950-1	095-929-5700
●日中一時支援事業(タイムケア型)		
デイの家 なごみ家	長崎市赤迫 3 丁目 11 番 6 号	095-855-1801
日中一時支援事業(デイサービス型)		
社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 でいりーさぼーと おあしす	長崎市三京町 787 番 1	095-850-4150
日中一時支援事業(日帰短期入院型・デイサービス型)		
互隣の家日中一時支援事業所	西海市西海町七釜郷 1-10	095-929-9030
日中一時支援事業(日帰短期入所型)		
通勤寮 双葉寮	雲仙市瑞穂町西郷辛 1484-1	095-777-3936

【県南圏域】雲仙市・島原市・南島原市

■雲仙市

雲仙市障害福祉課	雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-36-2500
●相談支援事業		
はあと (委)	雲仙市瑞穂町西郷辛 1484-1	0957-77-2180
●コミュニケーション事業		
〈視覚障害に関して〉 雲仙市社会福祉協議会	雲仙市愛野町乙 1736-3	0957-36-3766
●移動支援		
ホームヘルプサービスたすかる	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
ヘルパーステーション蕾	長崎市網場町 497 番地 5	095-801-8320
雲仙市社会福祉協議会 瑞穂居宅介護事業所	雲仙市瑞穂町西郷辛 621 番地 7	0957-77-3670
雲仙市社会福祉協議会 小浜居宅介護事業所	雲仙市小浜町北本町 14 番地 3	0957-75-0621
ヘルパーステーションほっと	諫早市福田町 357-1	0957-22-2722
NPO 法人 K. H. G 居宅介護センター	諫早市白岩町 21-10	0957-28-9960
居宅支援センターかきわ	南島原市加津佐町甲 5718 番地	0957-87-2347
●日中一時支援		
青華学園	島原市有朋町大三東甲 2150	0957-68-1161
知的障害者更生施設きぼうの里	諫早市本野町 1549 番地 14	0957-25-9021
つくしの里・生活訓練つくし	諫早市森山町唐比北 779 番地	0957-36-7101
わーく・みずほ	雲仙市瑞穂町伊福乙 2660 番地	0957-77-3637
いこいのひろば・ひだまり	雲仙市瑞穂町伊福乙 2578 番地	0957-77-4984
いこいのひろば・おおぞら	雲仙市瑞穂町古部甲 2504 番地	0957-77-3600
双葉寮	雲仙市瑞穂町西郷辛 1484-1	0957-77-3936
諫早通勤寮	諫早市福田町 357 番地	0957-22-2644
雲仙愛隣牧場	雲仙市瑞穂町伊福乙 2660 番地	0957-77-3600
コロニー雲仙更生寮	雲仙市瑞穂町古部甲 2504 番地	0957-77-3600
ワークショップペガサス	長崎県南高来郡瑞穂町古部甲 2 5 0 4 番地	0957-77-2912

わーくかんまち	諫早市上町 11-5	0957-35-4886
普賢学園	島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
ディサービスたすかる	島原市深江町戊 2825	0957-72-3514
普賢学園南有馬	島原市南有馬甲宇長浜 1397-1	0957-85-2300
NPO 法人 K. H. G 居宅生活支援センター ケイ.コム	諫早市白岩町 21 番 10	0957-28-9960
短期入所事業諫早療育センター	諫早市有喜町 537 番地 2	0957-28-3131
あけぼの学園	雲仙市南串山町丙 9716 番地	0957-88-2122

■ 島原市

島原市福祉課 障害福祉係	島原市上の町 537	0957-63-1111
● 相談支援事業		
社会福祉法人島原市手をつなぐ育成会 ネットワークセンターひかり (委)	島原市萩が丘 2 丁目 5715-1	0957-62-7143
医療法人ウイング つばさ (委)	島原市中野町丙 237	0957-65-0230
社会福祉法人南高愛隣会 さぼーと	島原市桜門町 2681 番地 3	0957-64-5201
● コミュニケーション支援事業		
島原市社会福祉協議会	島原市霊南 1 丁目 17 番地	0957-65-5530
● 移動支援		
島原市医師会	島原市巖原 1 丁目 1230	0957-63-6600
ホームヘルプサービスたすかる	島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
島原市社会福祉協議会	島原市霊南 1 丁目 17 番地	0957-65-5530
● 視覚障害者ガイドヘルパー		
島原市社会福祉協議会	島原市霊南 1 丁目 17 番地	0957-65-5530
● 地域活動支援センター I 型		
つばさ	島原市中野町丙 237	0957-65-0230
● 地域活動支援センター II 型		
清華学園	島原市有明町大三東甲 150	0957-68-1161
● 地域活動支援センター III 型		
ネットワークセンターひかり	島原市萩が丘 2 丁目 5715-1	0957-62-7143

■南島原市

地域福祉課 障害福祉班	南島原市西有家町里坊 96-2	050-3381-5000
●相談支援		
社会福祉法人コスモス会 たすかる相談支援事業所 (委)	島原市深江町丁 6993	0957-85-4477
社会福祉法人ほかにわ共和国 相談支援事業所八雲寮	島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
社会福祉法人山陰会 ライフサポートじねん	島原市深江町戊 3880 番地 1	0957-72-5393
社会福祉法人山陰会 普賢学園	島原市深江町戊 2825 番地	0957-72-2297
●コミュニケーション支援事業 手話通訳者設置		
専任手話通訳者設置		
●地域活動支援センターⅠ型		
福)コスモス会 ウェルカム社南有馬	雲仙市瑞穂町西郷 2854 番地	0957-77-4294
●地域活動支援センターⅢ型		
南島原社会福祉協議会	南島原市布津町乙 4 7 0	0957-72-5833
ドルフィン	南島原市加津佐町己 2792-14	0957-87-3966
●地域活動支援センターⅢ型		
福)山陰会 ディサービスたすかる	南島原市深江町 2825 番地	0957-72-2297
●地域活動支援センターⅢ型		
福)ほかにわ共和国 リュンヌアンブラッセ		

【県央圏域】諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町

■諫早市

諫早市健康福祉部障害福祉課	諫早市東小路町 7-1	0957-22-2366
●相談支援事業		
相談支援センターソレイユ	諫早市小船超町 680-1	0957-25-0007
指定相談支援事業所スマイルサポート	諫早市高来町峰 468-27	0957-27-7010
県央生活支援センター らいふ	諫早市福田町 357-1	0957-22-2203
●地域活動支援センター		
アートプラザ	諫早市小船越町 624	0957-25-7760
ドンキーワールド	諫早市八天町 6-17-6-3	0957-22-9569
さをり工房ながさき	諫早市天満町 35-3	0957-35-7970
ヒューマンワーク	諫早市松里町 709-1	0957-28-6633
HOT HOT BOX	諫早市新道町 948	0957-24-5100
ウィル	諫早市城見町 39-3	0957-24-6800
かたつむりの家	諫早市高来町汲水 1	0957-32-5919
ありあけ	諫早市小長井町大峰 980-116	0957-34-3638
●移動支援事業		
ありあけ会	諫早市小長井町大崎 980-166	0957-34-3638
諫早医師会ヘルパーステーション	諫早市宇都町 29-1	0957-22-2550
諫早福祉会指定障害福祉サービス事業所	諫早市新道町 948	0957-46-5380
移動支援事業所らんはーと	長崎市松原町 728-2	095-839-2400
居宅介護事業所まごころ	諫早市福田町 23-3	0957-24-0202
居宅介護センター	諫早市白岩町 21-10	0957-28-9960
グリーンコープふくしサービスセンターねこのて	諫早市永昌町 1-36	0957-22-3102
居宅介護支援センタースマイル	大村市大里町 1150	0957-53-2431
ヘルパーステーションいさはや	諫早市永昌町 23-6	0957-25-4812
スマイルケア長崎	長崎市御船蔵町 6-3	095-877-7733

訪問介護ステーションたちばな	長崎市矢上町 495-1	095-838-7303
ホームヘルパーしんり	大村市水田町 753-10	0957-48-6040
ホームヘルパーステーションほっと	諫早市福田町 357-1	0957-22-2722
みさかえヘルパーステーションひびき	諫早市高来町峰 468-27	0957-27-7005
● 日中一時支援		
いこいのひろば・あおぞら	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-3600
いこいのひろば・ひだまり	雲仙市瑞穂町伊服乙 2578	0957-77-3874
諫早通勤寮	諫早市福田町 357-4	0957-22-2644
居宅介護センター	諫早市白岩町 21-10	0957-28-9960
さつき園	大村市東大村 1 丁目 2270-77	0957-54-5023
鈴田の里学園	大村市大里町 1150	0957-53-0054
重症心身障害児(者) 施設諫早療育センター	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
しらぬい学園	諫早市高来町黒新田 260-2	0957-32-2155
地域福祉活動センター上山	諫早市宇都町 29-2	0957-46-5627
つくし学園	諫早市小船越町 554-2	0957-27-0121
諫早なかよし村 21 このゆびとまれ	諫早市福田町 38-41	0957-21-6050
長崎県立こども医療福祉センター	諫早市永昌東町 24-3	0957-22-1300
日中一時支援センターさんせっと	長崎市松原町 728-2	095-839-2400
日中一時支援センターヒスイ	諫早市小船越町 680-1	0957-20-9870
普賢学園南有馬	南島原市南有馬町甲字長浜 1397-1	0957-85-2300
双葉寮	雲仙市瑞穂町西郷辛 1484-1	0957-77-3936
みさかえの園あゆみの家	諫早市小長井町遠竹 2727-3	0957-34-3115
みさかえの園むつみの家	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
みさかえの園めぐみの家	諫早市小長井町遠竹 2727-10	0957-34-3112
わーく・みずほ	雲仙市瑞穂町伊福乙 2660	0957-77-2137

■大村市

大村市障害福祉課	大村市西三城町 12	0957-20-7301
●相談支援事業		
地域生活支援センターラフ (委)	大村市西三城町 12	0957-52-9974
地域生活支援センターラム (委)	大村市西三城町 13	0957-52-0690
地域生活支援センタースマイル	大村市大里町 1150	0957-53-0054
指定相談支援事業 とよたけ	大村市西部町 1019-1	0957-53-0054
●地域活動支援センター		
小規模作業所きらめき	大村市日泊町 234-6	0957-54-6699
アトリエぼれぼれ	大村市本町 413-1	0957-53-5521
ふれあいショップるぼ	大村市東本町 2-1-2	0957-52-7958
地域活動支援センターラム	大村市西三城町 13	0957-52-0690
●日中一時支援		
居宅介護事業所ひよこの家	大村市久原 1 丁目 3-20	0957-52-5683
児童デイサービスセンターふわり	大村市大川田町 434-2	0957-56-9000

■東彼杵町

東彼杵町役場町民課福祉係	東彼杵町蔵本郷 1850-6	0957-46-1111
●相談支援事業		
東彼杵地区障害者支援センター (委)	川棚町白石郷 7-134	0956-26-6211
●生活サポート事業		
ハートフルケアたまがわ そのぎステーション	東彼杵町三根郷 893-1	0957-47-1191
●移動支援事業		
ホームヘルプコスモス	東彼杵町彼杵宿郷 524	0957-46-1559
ヘルパーステーションいきいき大村	大村市富の原 1 丁目 1237-2	0957-49-0876
●日中一時支援		
長崎慈光園	川棚町小串郷 1956	0956-82-2136
諫早通勤寮	諫早市福田町 357	0957-22-2644
波佐見授産場	波佐見町宿郷大谷 1242	0956-27-6555

みさかえの園むつみの家	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
あゆみ会そのぎ苑	東彼杵町彼杵宿郷 721-1	0957-46-0817

■ 川棚町

川棚町住民福祉課社会福祉係	川棚町中組郷 1518-1	0956-82-3131
---------------	---------------	--------------

● 相談支援事業		
相談支援センター「あしすと」	川棚町小串郷 1962-3	0956-82-3611
東彼地区障害者相談支援センター (委)	川棚町白石郷 7-134	0956-26-6211
● 地域活動支援センター強化機能事業		
東彼地区障害者地域活動支援センター	川棚町白石郷 7-134	0956-26-6211
● 生活サポート事業		
川棚町社会福祉協議会訪問介護事業所	川棚町下組郷 338-57	0956-82-2121
● 移動支援事業		
ホームヘルプコスモス	東彼杵町彼杵宿郷 524	0957-46-1559
ハートフルケアたまがわ そのぎステーション	東彼杵町三根郷 893-1	0957-47-1191
川棚町社会福祉協議会訪問介護事業所	川棚町下組郷 338-57	0956-82-2121
セントケア大村	長崎県大村市古賀島町 501-5 コーポ古賀島 102号	0957-52-7101
居宅生活支援センタースマイル	大村市大里町 1150	0957-53-0054
● 日中一時支援		
波佐見授産場	波佐見町宿郷大谷 1242	0956-27-6555
宮共生会しおさいきつず	佐世保市瀬道町 1253-3	0956-59-3030
長崎慈光園じゃんぷ	川棚町小串郷 1956	0956-82-2136
あゆみ会そのぎ苑	東彼杵町彼杵宿郷 721-1	0957-46-0817
さんりんしゃなるこクラブ	佐世保市大塔町 949-3	0956-34-2145
障害福祉サービス事業所つくしんぼ	佐世保市早苗町 508-13	0956-39-2828

■波佐見町

波佐見町役場住民福祉課社会福祉係	波佐見町宿郷 660	0956-85-2111
●生活サポート事業		
波佐見ホームヘルプサービス事業所	波佐見町長野郷 173-2	0956-85-2240
サンホーム江上	佐世保市江上町 4847-6	0956-58-3707
●移動支援事業		
波佐見ホームヘルプサービス事業所	波佐見町長野郷 173-2	0956-85-2240
あゆみ会ホームヘルプコスモス	東彼杵町彼杵宿郷 524	0957-46-1559
●日中一時支援		
あゆみ会そのぎ苑	東彼杵町彼杵宿郷 721-1	0957-46-0817
障害福祉サービス事業所つくしんぼ	佐世保市早苗町 508-13	0956-39-2828
長崎慈光園	川棚町小串郷 1956	0956-82-2136

【県北圏域】佐世保市・松浦市・平戸市・江迎町・鹿町町・佐々町

■佐世保市

佐世保市障害福祉課	佐世保市八幡町 1-10	0956-24-1111
●相談支援		
相談支援事業所 野の花 (委)	佐世保市柚木町 1279-1	0956-46-0123
障害者生活支援センター ピアさせぼ (委)	佐世保市花園町 101-1	0956-23-3995
障害者生活支援センター ふれんず (委)	佐世保市常磐町 8-8	0956-23-5389
相談支援センター のぞみ (委)	佐世保市早岐 1-1-1	0956-56-8720
手をつなぐ育成会 えくぼ	佐世保市天満町 1-27	0956-22-0488
●移動支援		
居宅介護事業所 サクラ	佐世保市花園町 201	0956-24-1991
佐世保市社協 居宅介護事業所	佐世保市八幡町 6-1	0956-23-3174
佐世保市社協 せちばる居宅介護事業所	佐世保市世知原町栗迎 83-5	0956-76-2279
佐世保市社協 よしい居宅介護事業所	佐世保市吉井町立石 479	0956-64-2237
佐世保市社協 こさぎ居宅介護事業所	佐世保市小佐々町楠泊 1530-3	0956-41-5050
介護老人保健施設 サン	佐世保市戸尾町 4-5	0956-23-3332
ヘルパーステーション さんりんしゃ	佐世保市吉井町大渡 31-8	0956-64-2612
障害児者支援事業所 つくしんぼ	佐世保市早苗町 508-13	0956-39-2828
長寿苑 指定居宅介護事業所	佐世保市日字町 2835	0956-32-3800
社会福祉法人風車会 鐘のなる丘	佐世保市南風崎町 559	0956-26-9855
ホームヘルプサービス事業 あいのうら	佐世保市相浦町 606-1	0956-48-6001
ヘルパーステーション葉港会 太陽	佐世保市天神町 1205-5	0956-33-8115
ヘルパーステーション葉港会 中央	佐世保市春日町 710-1	0956-22-1234
指定居宅介護事業所 サンホーム江上	佐世保市江上町 4847-6	0956-58-3707
桜が丘学園居宅介護事業所さくらんぼ	佐世保市柚木町 1279-1	0956-46-0123
白寿荘 障害者居宅介護事業所	佐世保市鹿子前町 904-1	0956-28-1181

グリーンコープふくしサービスセンターえくぼ	佐世保市俵町 20-1	0956-22-2343
ホームヘルプ コスモス	東彼杵郡彼杵宿郷 524	0957-46-1012
セントケア 佐世保	佐世保市卸本町 23-25	0956-20-0340
セントケア 佐々	佐々町本田原免 234-5 坂本店舗 1F	0956-62-4351
有限会社 オレンジケア	佐世保市日野町 748-2	0956-28-1536
訪問看護ステーション きらら	佐世保市矢峰町 119-1	0956-49-5866
ヘルパーステーション ゆい	佐世保市須佐町 16+36	0956-22-1945
居宅介護事業所サポート福寿	佐世保市日宇町 2910 コーポ大原 1F3号	0956-33-6321
訪問介護ステーション どれみ	佐世保市日野町 790-11 シャトウ 日野 202	0956-28-5555
ことぶき居宅介護事業所	佐世保市権常寺 1-9-13	0956-38-3207
●訪問入浴サービス事業		
佐世保市社協 居宅介護事業所	佐世保市八幡町 6 番 1 号	0956-23-3174
訪問入浴介護事業所 サクラ	佐世保市花園町 1 番 2 号	0956-23-8993
訪問入浴介護事業所 サン	佐世保市戸尾町 4 番 5 号	0956-23-3332
社会福祉法人 三省会	佐世保市山祇町 388 番地	0956-34-8000
●日中一時支援		
社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団つくも苑	佐世保市野崎町 1746 番地	0956-26-4455
社会福祉法人 桜ヶ丘学園	佐世保市柚木町 1279 番地 1	0956-46-0123
長崎県子ども医療福祉センター	諫早市詠唱東町 24 番 3 号	0957-21-2302
社会福祉法人 日中一時支援事業 であいの家	佐世保市船越町 2122-2	0956-28-5363
有限会社 さんりんしゃ	佐世保市吉井町大渡 104-9	0956-64-2612
特定非営利活動法人 生活支援センター 加愛	佐世保市吉井町吉元 659-6	0956-41-2855
社会福祉法人 障害福祉サービス事業所「しおさいきつず」	佐世保市瀬道長 253-3	0956-59-3030
社会福祉法人 社会福祉法人長崎慈光園「じゃんぷ」	東彼杵郡川棚町小串郷 1956	0956-82-2136
社会福祉法人 知的障害更生施設 佐世保祐生園	佐世保市針尾西町 267 番地	0956-58-2139

特定非営利活動法人 障害福祉サービス事業所 つくしんぼ	佐世保市早苗町 508-13	0956-39-2828
社会福祉法人 波佐見授産場	東彼杵郡波佐見町宿郷 1242 番地	0956-27-6555
社会福祉法人 はびねす佐世保	佐世保市三川内本町 50-6	0956-30-6336
特定非営利活動法人 日中一時支援事業 幸生苑	西海市西彼町下岳郷 951 番地 1	0959-29-5700
特定非営利活動法人 障害者支援センターひまわり	松浦市御厨町高野廻 406 番地	0956-73-5710

■松浦市

松浦市福祉事務所 障害福祉係	松浦市志佐町里免 365	0956-72-1111
●移動支援		
松浦市社協 松浦支所	松浦市志佐町浦免 871	0956-72-4022
指定障害福祉サービス事業書 よかところ	松浦市星鹿町牟田免 401	0956-75-0711
●日中一時		
生活支援センター加愛	佐世保市吉井町吉元 659-8	0956-41-2855
障害者支援センターひまわり	松浦市御厨町高野廻 406	0956-73-5710
●通所施設		
福祉の里松浦作業所	松浦市御厨町山根免 290	0956-75-1428
ワークプラザ松浦	松浦市御厨町米の山免 489	0956-75-2048
●地域活動支援センター		
はーとオアシス	松浦市志佐町浦免 533	0956-72-3969

■平戸市

平戸市福祉事務所 障害福祉班	平戸市岩の上町 1508-3	0950-22-4111
●相談支援		
平戸市社協障害者相談支援平戸事業所	平戸市岩の上町 1466	0950-22-2180
平戸市社協障害者相談支援生月事業所	平戸市生月町山田免 3011	0950-53-2615
平戸市社協障害者相談支援田平事業所	平戸市田平町里免 90	0950-57-2223

■江迎町

江迎町住民課 福祉係	北松浦郡江迎町長坂免 263	0956-66-2111
●移動支援		
江迎町社会福祉協議会	北松浦郡江迎町赤坂免 282-24	0956-65-2252
●日中一時		
知的障害者通所授産施設サクラ	北松浦郡江迎町栗越面 199 番地	0956-65-2520
●訪問入浴サービス事業		
江迎町社会福祉協議会	北松浦郡江迎町赤坂免 282-24	0956-65-2252

■鹿町町

鹿町町福祉保険課 福祉係	北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免 290-2	0956-77-5111
--------------	--------------------	--------------

■佐々町

佐々町福祉保険課 福祉係	北松浦郡佐々町本田原免 168-2	0956-62-2101
--------------	-------------------	--------------

【島嶼部圏域】対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町・小値賀町

■対馬市

対馬市福祉事務所 福祉課	対馬市豊玉町仁位 380	0920-58-2294
●日中一時支援		
社会福祉法人 長崎厚生福祉団 いずはらデイサービスセンター	対馬市巖原町東里 223 番地	0920-52-7411
社会福祉法人あすか福祉会 デイサービスセンター あすか園	対馬市巖原町下原 434 番地	0920-56-0722
社会福祉法人あすか福祉会 デイサービスセンター しらたけ	対馬市美津島町鶏知乙 1168 番地 1	0920-54-9620
社会福祉法人あすか福祉会 デイサービスセンター つばき園	対馬市巖原町豆酸 631 番地 9	0920-56-0722
社会福祉法人 幸生会 豊生園通所介護事業所	対馬市豊玉町仁位 81 番地	0920-58-1770
社会福祉法人 幸生会 老人デイサービスセンター峰幸園通所介護事業所	対馬市峰町三根 65 番地	0920-83-0476
●移動相談支援		
社会福祉法人 あすか福祉会 あすかホームヘルプステーション	対馬市美津島町鶏知乙 1168 番地 1	0920-52-9054
社会福祉法人 南高愛隣会 ホームヘルプステーション ほっと	諫早市福田町 357 番地 1	0957-22-2722
社会福祉法人 幸生会 ホームヘルプサービス わたづみ	対馬市豊玉町仁位 91 番地 3	0920-58-1601
社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 上県町障害福祉サービス事業所	対馬市上県町佐須奈乙 339 番地	0920-84-2168
社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 峰町障害福祉サービス事業所	対馬市峰町三根 29 番地	0920-83-0294
社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 巖原町障害福祉サービス事業所	対馬市巖原町国分 1411 番地	0920-52-1169
社会福祉法人 あいわ会 移動支援事業らんはーと	長崎市松原町 728 番地 2	095-839-2400
社会福祉法人 米寿会 米寿会 居宅介護支援センター	対馬市美津島町鶏知甲 663 番地 12	0920-54-2045
社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会 ピサポートふくおか	福岡市中央区荒戸 3 丁目 3-39	092-713-1392
●身体障害者訪問入浴サービス事業		
社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 巖原町訪問入浴介護事業所	対馬市巖原町国分 1411 番地	0920-83-0294

■壱岐市

壱岐市市民福祉課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	0920-48-1111
●移動支援事業		
壱岐市社会福祉協議会	壱岐市石町石田西触 1486 番地 1	0920-83-0294
●訪問入浴サービス事業		
壱岐市社会福祉協議会	壱岐市石町石田西触 1486 番地 1	0920-83-0294

●日中一時事業		
壱岐市社会福祉協議会	壱岐市石町石田西触 1486 番地 1	0920-83-0294

■五島市 地域生活支援事業

五島市社会福祉課 障害福祉係	五島市福江町 1-1	0959-72-6111
----------------	------------	--------------

●相談支援

社会福祉法人さゆり会 サポートセンターゆうなぎ (委)	五島市紺屋町 1 番地 49	0959-72-4710
-----------------------------------	----------------	--------------

●移動支援

社会福祉法人さゆり会 サポートセンターゆうなぎ	五島市紺屋町 1 番地 49	0959-72-4710
社会福祉法人五島市社会福祉協議会 居宅介護事業所	五島市木場町	0959-72-3396
社会福祉法人五島市社会福祉協議会 富江支所居宅介護事業所	五島市富江町狩立 489 番地	0959-86-2150
社会福祉法人五島市社会福祉協議会 玉之浦支所居宅介護事業所	五島市玉之浦町荒川 875 番地	0959-88-2200
社会福祉法人五島市社会福祉協議会 岐宿支所居宅介護事業所	五島市岐宿町岐宿 396-1	0959-82-1525
社会福祉法人五島市社会福祉協議会 三井楽支所居宅介護事業所	五島市三井楽町濱ノ畔 1046-1	0959-84-2254
社会福祉法人五島市社会福祉協議会 奈留支所居宅介護事業所	五島市奈留町浦 547-14	0959-64-4753
社会福祉法人五島和光会 特別養護老人ホーム緑乃園	五島市野々切町 2035 番地 2	0959-73-5588
有限会社ケアメイト ヘルパーステーションケアメイト	五島市松山町 96 番 9 号	0959-75-0076
有限会社みうら介護サービス 居宅介護事業所ふれ愛みうら	五島市富江町職人 175 番地 1	0959-86-3203
セントケア長崎株式会社 セントケア福江	五島市三尾野町 1-8-5	0959-75-0375

●コミュニケーション支援

福江手話サークル		
----------	--	--

●地域活動支援センター

社会福祉法人さゆり会 サポートセンターゆうなぎ	五島市紺屋町 1 番地 49	0959-72-4710
NPO 法人はまゆう福祉事業書	五島市三尾野 1 丁目 7 番 1 号	0959-74-2870
NPO 法人富江町桑の実作業所	五島市富江町狩立 489 番地	0959-86-0415

●日中一時支援

社会福祉法人福江福祉会 五島育成園	五島市籠淵町 616 番地	0959-72-4750
社会福祉法人藤朋会 ふじ園	五島市吉久木町 613 番地	0959-72-1505

■新上五島町生活支援事業

新上五島町健康福祉課	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1	0959-53-1111
------------	---------------------	--------------

●相談支援事業

有川障害相談支援事業所	南松浦群新上五島町有川郷 2360 番地 8	0959-53-1111
-------------	---------------------------	--------------

●移動支援事業

新上五島町社会福祉協議会有川支所	南松浦群新上五島町有川郷 2360 番地 8	0959-42-1359
------------------	---------------------------	--------------

新上五島町社会福祉協議会上五島支所	南松浦群新上五島町有川郷 2360 番地 8	0959-52-2593
-------------------	---------------------------	--------------

社会福祉法人 聖和会	大村市東本町 104-7	0957-53-7074
------------	--------------	--------------

●日中一時支援

新上五島町社会福祉協議会有川支所	南松浦群新上五島町有川郷 2360 番地 8	0959-42-1359
------------------	---------------------------	--------------

社会福祉法人 聖和会	大村市東本町 104-7	0957-53-7074
------------	--------------	--------------

●訪問入浴サービス事業

新上五島町社会福祉協議会有川支所	南松浦群新上五島町有川郷 2360 番地 8	0959-42-1359
------------------	---------------------------	--------------

新上五島町社会福祉協議会上五島支所	南松浦群新上五島町有川郷 2360 番地 8	0959-52-2593
-------------------	---------------------------	--------------

■小値賀町

小値賀町住民課 福祉班	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376	0959-56-3111
-------------	------------------	--------------

●地域活動支援センターⅢ型

NPO 法人 おじかちんぐ		0956-56-3111
---------------	--	--------------